

## 避難所のルール

この避難所のルールは次のとおりです。必要に応じて見直しを行います。

- 1 この避難所は市の指定避難所です。
- 2 この避難所は、市避難所担当職員、自主防災組織及び防災センター等の避難所に関わる全ての方（以下、「自主防災組織等」といいます。）が運営します。
  - ・自主防災組織等は、総務班、情報班、物資班、衛生班に分かれて運営を行います。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃をめどに閉鎖等の検討を開始します。
- 4 避難者は、世帯（家族）単位で登録してください。
  - ・避難所を退所するときは、必ず事務局にて、退所手続きを行ってください。
  - ・ペット類は屋内に入れることはできません。指定された場所で飼育してください。
- 5 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
- 6 食料・物資は、避難者全員分が確保されているわけではありません。
  - ・不足する場合は、子ども、妊娠婦、高齢者、障害者の方々などに優先して配布します。
- 7 決められた就寝時間を守ってください。
  - ・廊下は点灯したままとし、居住スペースは\_\_\_\_時から\_\_\_\_時まで照明を落とします。
  - ・管理が必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 携帯電話による通話は、\_\_\_\_時から\_\_\_\_時までとし、ほかの方の迷惑にならないようしてください。
  - ・緊急用に特設公衆電話機を\_\_\_\_\_に\_台設置します。緊急用として使用するものなので、一人が独占することないようにお願いします。災害用伝言ダイヤル（171）も利用してください。
- 9 トイレは使った人全員が適宜掃除をしましょう。
- 10 他人に迷惑になる行為（暴力をふるう、大声を上げるなど）は絶対にやめましょう。迷惑行為が続く場合、暴力等が発生した場合は警察に通報します。
- 11 飲酒、喫煙、火の使用は禁止とします。